

## 意見書

平成 21 年 7 月 21 日

総務省

「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」御中

〒105-0001

とうきょうとみなとくどらのもん5-5-8だいさんぶんせいびる  
東京都港区虎ノ門5-5-8第三文成ビル2F

ほうそうせいじんばんぐみりんりいんかい  
CS放送成人番組倫理委員会

りじちょう いわもと たかあき  
理事長 岩本 隆明

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞答申(案)」に対し、下記の通り意見を提出します。

2009年7月21日

項 目	意 見
<p data-bbox="240 483 448 517"><u>4. コンテンツ規律</u></p> <p data-bbox="252 602 603 636">(1)メディアサービス(仮)の範囲</p> <p data-bbox="248 725 767 759">(4)「オープンメディアコンテンツ」に関する規律</p>	<p data-bbox="810 483 1362 607">テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。</p> <p data-bbox="810 640 1362 763">これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴やVODサービスなどで変化していくものと考えます。</p> <p data-bbox="810 797 1362 1010">当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済番組を提供しています。</p> <p data-bbox="810 1043 1362 1357">放送と通信の融合が進む環境下、通信コンテンツは、違法、有害情報については、プロバイダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法等により対応されることは理解できますが、成人番組においては、年齢制限及び証明、暗証番号の設定等による青少年保護への厳しい対応をすべきと考えます。</p> <p data-bbox="810 1391 1362 1514">また、番組内容も複数以上存在するパッケージ基準と異なり、放送通信における自主的な業界基準を統一すべきと考えます。</p>